

(一社) 島根県レクリエーション協会スポーツ・レクリエーション体験活動交付金交付要綱

(目的)

第1条 小学生までの子どもに対し、運動・スポーツを日常に取り入れていくきっかけとなるよう、正会員が行う子どもを対象としたスポーツ・レクリエーション活動の体験事業に対して交付する交付金に関して、必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 この交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、正会員が主催する事業とする。

- 2 実施する事業の主な対象は、幼児から小学生を中心とした子どもであり、事業内容は、子どもの体づくりに資する内容であること。
- 3 同一年度内における交付事業の数は、原則として1団体2会場までとする。
- 4 交付事業の対象期間は、毎年4月1日から子ども元気アップ事業の当該年度終了日までとする。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は、事業実施に要する経費とし、別表のとおりとする。

- 2 本会が交付する交付金の総額は、当該年度予算の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする正会員は、交付申請書（様式第1号）に収支予算書を添えて事業委員長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第5条 事業委員長は、交付金の交付の決定をしたときは、その決定内容を記載した交付決定通知書（様式第2号）により当該申請した者に速やかに通知する。

(実績報告)

第6条 交付対象事業者は、事業が完了したときは、その成果を記載した交付金実績報告書（様式第3号）に収支決算書を添えて、事業完了日から起算して1月以内に事業委員長へ報告しなければならない。ただし、2月20日以降に実施した事業の報告は、3月20日までに行うこととする。

(交付金の確定)

第7条 事業委員長は、事業の実績報告を受けた場合において、その内容を確認し、適当と認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金額確定通知書（様式第4号）により当該交付対象事業者に通知しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年3月15日に一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象事業	正会員が主催する、幼児から小学生までを主な対象としたスポーツ・レクリエーション活動の体験事業であり、かつ子どもの体づくりに資する事業
交付金の額	1会場30,000円を上限とし、次の各科目の基準額内での執行とする。 指導者謝金 1時間当たり 15,000円(3,000円×5人) 補助者謝金 1回あたり 6,000円(2,000円×3人) スポーツ用具・消耗品費等 9,000円